

長岡市「週休2日取得モデル工事」試行実施要領【土木工事】新旧対照表（令和6年3月改正）

改正後	改正前
<p>2 試行対象工事</p> <p><u>令和6年3月1日</u>以降に公告又は指名通知を行う土木工事に適用する。</p> <p>当初設計額が<u>130万円を超える</u>土木工事で受注者が希望したものを対象とする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 試行対象工事</p> <p><u>令和4年3月1日</u>以降に公告又は指名通知を行う土木工事に適用する。</p> <p>当初設計額が<u>1,000万円以上の</u>土木工事で受注者が希望したものを対象とする。</p> <p>(略)</p>
<p>3 「週休2日取得モデル工事」の試行内容</p> <p>(1) 工事現場について</p> <p>イ ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（<u>4週8休相当以上</u>）を確保するものとする。</p> <p>※ 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。</p>	<p>3 「週休2日取得モデル工事」の試行内容</p> <p>(1) 工事現場について</p> <p>イ ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（<u>4週6休相当以上</u>）を確保するものとする。</p> <p>※ 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。</p>
<p>4 試行の流れ</p> <p>(1) 工事発注時</p> <p>イ 発注者は、設計書に『長岡市「週休2日取得モデル工事」（<u>令和6年3月試行</u>）【土木工事】特記仕様書』（別紙1）を添付する。</p> <p>(3) 初回打合せ～実績確認</p> <p>ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表※（任意様式）を監督員へ提出する。<u>工事現場及び技術者ともに</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>4週8休相当以上の計画</u></p>	<p>4 試行の流れ</p> <p>(1) 工事発注時</p> <p>イ 発注者は、設計書に『長岡市「週休2日取得モデル工事」（<u>令和4年3月試行</u>）【土木工事】特記仕様書』（別紙1）を添付する。</p> <p>(3) 初回打合せ～実績確認</p> <p>ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表※（任意様式）を監督員へ提出する。<u>ただし、工事現場においては、4週8休相当以上の計画を基本とするが、4週7休相当以上、又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とし、技術者においては、4週8休相当以上の計画</u></p>

とする。

(略)

(4) 設計変更

発注者は、「4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に以下の補正係数を乗じ、設計変更する。なお、現場閉所が4週8休相当未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

	4週8休相当以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06
市場単価	別紙2「市場単価の週休2日補正係数」による

※ 厚生労働省の諸経費体系を適用する工事は、当該設計書の諸経費体系に示す年度の「水道施設整備費に係る歩掛表」の補正係数を乗じるものとする。

(5) 竣工検査

ウ 発注者は、以下のように加点を行う。

※ 週休2日(4週8休相当以上)のみが加点対象となるため、留意すること。

(7) 技術者が週休2日(4週8休相当以上)を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は

とする。

(略)

(4) 設計変更

発注者は現場閉所状況を確認し、現場閉所状況に応じて標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に以下の補正係数を乗じ、設計変更する。なお、現場閉所が4週6休相当未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03
市場単価	別紙2「市場単価の週休2日補正係数」による		

※ 厚生労働省の諸経費体系を適用する工事は、当該設計書の諸経費体系に示す年度の「水道施設整備費に係る歩掛表」の補正係数を乗じるものとする。

(5) 竣工検査

ウ 発注者は、以下のように加点を行う。

※ 週休2日(4週8休相当__)のみが加点対象となるため、留意すること。

(7) 技術者が週休2日(4週8休相当__)を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は

減点しない。

- (イ) 工事現場が週休2日（4週8休相当以上）の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。
- (ウ) 技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日（4週8休相当以上）を達成した場合、対象項目のみを加点評価する。
- (エ) 技術者及び工事現場ともに週休2日（4週8休相当以上）を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方を加点評価する。

減点しない。

- (イ) 工事現場が週休2日（4週8休相当___）の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。
- (ウ) 技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日（4週8休相当___）を達成した場合、対象項目のみを加点評価する。
- (エ) 技術者及び工事現場ともに週休2日（4週8休相当___）を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方を加点評価する。